

令和 5 年度株式会社脱炭素化支援機構の業務の実績評価について

環 境 省

1. 背景

本評価は地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）第 36 条の 37 に基づき、令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで（以下「令和 5 年度」という。）の株式会社脱炭素化支援機構（以下「機構」という。）の業務の実績を評価するものである。

機構は、温室効果ガスの排出の量の削減等を行う事業活動（他の者の温室効果ガスの排出の量の削減等に寄与する事業活動を含む。）及び当該事業活動を支援する事業活動（以下「対象事業活動」という。）に対し、資金供給その他の支援を行うことにより、地球温暖化の防止と我が国の経済社会の発展の統合的な推進を図りつつ脱炭素社会の実現に寄与することを目的とし、法に基づき令和 4 年 10 月 28 日に設立された株式会社である。

機構の業務の実績評価に当たっては、機構の活動原資の半分以上が国からの出資であることを踏まえ、以下の点に留意している。

- ① 支援決定等の実績
- ② 機構の収入・支出について、適切な執行が行われているか。
- ③ 支援基準への適合性（法第 36 条の 24 第 1 項に基づき、環境大臣が定める「支援基準」に従って適切に支援決定を行っているか。
- ④ 官民ファンドの運営に係るガイドライン（平成 25 年 9 月 27 日官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議決定）に基づく検証の一覧として設定した KPI を達成しているか。

2. 個別の項目に対する実績評価

(1) 支援決定等の実績

令和5年度末までにおける機構の支援決定件数及び支援決定額等を表1に示す。

表1. 令和5年度の支援決定等の実績

	支援決定 件数	投融資実行 件数	支援決定額	実投融資額	年度末 借入金残高
令和4年度	5件	1件	27億円	0億円	0億円
令和5年度	17件	15件	127億円	54億円	0億円
累計	22件	16件	154億円	54億円	0億円

※支援決定取り消し分を含む

※投融資実行件数及び実投融資額は、過年度支援決定案件を含む。

令和5年度は、支援決定を17件（取り消し分を含む）行い、年度内に投融資が実行されたのは15件であった。また、令和5年度の支援決定額は約127億円、投融資額は54億円であった。

令和4年10月28日の機構設立以降、通年で事業を行った初年度であり、様々なコミュニティ等に参画し、案件の開拓・発掘等を積極的に進めたことで、着実に支援決定の実績を拡大してきている。また、エネルギー・ものづくり・資源循環などの多種多様な事業領域に対して、スタートアップ支援、トランジション案件や地域性のある案件を含め、積極的かつ幅広く資金供給を行った点については十分に評価できる。今後とも優良な投融資案件への支援を積極的に行うとともに、投融資案件の適切な管理により、投融資実行を加速させ、政策的意義の実現と収益の早期確保及び拡大を目指すことが期待される。

(2) 収入・支出予算の適切な執行

機構は、毎事業年度の開始前に、当該事業年度の予算を環境大臣に提出して、その認可を受けなければならないとされている（法第36条の30）。また、毎事業年度終了後三月以内に、当該事業年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を環境大臣に提出しなければならないとされている（法第36条の32）。よって、収入・支出予算が適切に執行されているかについて、認可予算の額と実際の収入・支出の状況を比較して評価を行う。

①収入予算の分析

<出資金収入>

令和5年度の民間出資金収入については、機構が支援する民間企業のカーボンニュートラルへの取組に対する期待の高さを背景に、6.5億円の出資が集まった。これは、民間資金を呼び込む観点、また機構の安定的な財務基盤を確保する観点から、適切なものと評価できる。

なお、政府出資金収入は78.5億円となっており、民間出資金と政府出資金を合わせた85億

円が令和５年度の出資金収入となっている。

<借入金>

令和５年度は市中から資金を調達する必要性がなく、借入金は生じていない。

表２．民間株主一覧（令和６年３月末時点）

○金融機関等（58 機関）

- ・政府系・系統金融機関：日本政策投資銀行、信金中央金庫、農林中央金庫
- ・都市銀行：みずほ銀行、三井住友銀行、三菱 UFJ 銀行
- ・信託銀行：三井住友信託銀行
- ・地方銀行：北海道銀行、北洋銀行、青森銀行、みちのく銀行、岩手銀行、東北銀行、北日本銀行、秋田銀行、北都銀行、荘内銀行、東邦銀行、群馬銀行、東和銀行、栃木銀行、足利銀行、常陽銀行、筑波銀行、千葉銀行、千葉興業銀行、京葉銀行、武蔵野銀行、きらぼし銀行、東日本銀行、横浜銀行、八十二銀行、長野銀行、山梨中央銀行、第四北越銀行、静岡銀行、大垣共立銀行、中京銀行、愛知銀行、北陸銀行、滋賀銀行、紀陽銀行、中国銀行、徳島大正銀行、香川銀行、愛媛銀行、福岡銀行、西日本シティ銀行、佐賀銀行、大分銀行、宮崎銀行、宮崎太陽銀行、肥後銀行、鹿児島銀行
- ・証券：野村ホールディングス
- ・その他金融機関：ゆうちょ銀行、あおぞら銀行、りそな HD（りそな銀行・埼玉りそな銀行・関西みらい銀行・みなと銀行）

○事業会社（27 社）

- ・エネルギー：中部電力、関西電力、JERA、東邦ガス、大阪ガス、西部ガス、北海道ガス
- ・鉄鋼：神戸製鋼所
- ・化学：積水化学工業、レゾナック
- ・機械・電気：クボタ、日立造船、JFE エンジニアリング、アズビル、スズキ
- ・運輸：東日本旅客鉄道
- ・建設・住宅：戸田建設、西松建設、五洋建設、住友林業、フジタ
- ・ガラス・土石製品：日本ガイシ、太平洋セメント
- ・流通：セブン&アイ HD、ビックカメラ
- ・通信：日本電信電話、KDDI

表 3. 主要な収入データ

(単位：千円)

科目	収入予算額	収入決定額
(款) 出資金収入	40,500,000	8,500,000
(項) 政府出資金	40,000,000	7,850,000
(項) 民間出資金	500,000	650,000
(款) 借入金	20,000,000	0
(款) 事業収入	45,000	41,725
(款) その他	1,000	14,031
合計	60,546,000	8,555,756

② 支出予算の執行

<出資金支出>

令和5年度の支援決定件数が17件（取り消し分を含む）、支援決定金額は127億円（取り消し分を含む）、実投融資金額の実績は54億円となっているが、今後、更に積極的な案件形成に重点的に取り組み、支援決定案件を積み重ねるとともに、投融資実行を加速させ、確実に投資実績を増やしていくことが期待される。

<事業諸費>

令和5年度の事業諸費の執行額は、25,948千円であり、予算額（642,332千円）を大幅に下回っているが、これは、コスト削減のため投融資審査におけるデューデリジェンスを可能な範囲において内製化したことに伴う必要経費の減少が主な要因であり、問題は認められない。また、その支出は、機構が策定した予算の範囲内かつ機構が作成した経理関係の規程等に沿って正しく執行されていると認められることから、適切なものと評価する。

<一般管理費>

令和5年度の一般管理費の執行額は、701,222千円であり、予算額（1,172,743千円）を大幅に下回っているが、これは、役職員給与が認可予算時点で想定されていた定員70名と実員49名（令和6年3月31日時点）の差による必要費用の減少が主たる要因であり、問題は認められない。他方で、今後、案件審査をより一層迅速かつ適切に進めて行くために、引き続き優れた人材の積極的な採用を進めて行く必要がある。

表4 主要な支出データ

単位：千円

科目	支出予算額	支出決定済額
(項) 出資金	60,000,000	5,353,135
(項) 事業諸費	642,332	25,948
(目) 事業諸費	18,700	0
(目) 調査費用	601,272	17,267
(目) 旅費	22,360	8,681
(目) 支払利息	0	0
(項) 一般管理費	1,172,743	701,222
(目) 役職員給与	542,786	401,517
(目) 諸謝金	23,104	18,999
(目) 事務費	602,593	259,163
(目) 交際費	1,260	431
(目) 固定資産取得費用	3,000	21,112

合 計	61,815,075	6,080,304
-----	------------	-----------

以上より、令和5年度の機構の収入及び支出については、環境大臣から認可された収入・支出予算の範囲内で適切に執行されていると評価できる。

(3) 支援基準との適合性

法第36条の25に定められたとおり、環境大臣の定める支援基準に従って支援決定が行われているかという点について、評価を行う。

令和5年度の支援決定案件は17件（取り消し分を含む）であった。個々の具体的な内容は別紙に示すとおりであるが、その全ての案件において、支援決定時に支援基準が満たされている。また、法第36条17に基づき、支援決定に際しては脱炭素化委員会において決定することとされているが、同じく全ての案件について、脱炭素化委員会が適法・適切に開催され、環境大臣及び事業所管大臣から提出された意見を踏まえた上で、支援決定が行われているものと認められる。

①支援対象となる対象事業が満たすべき基準

項 目	実 績
(1) 政策的意義	支援決定17案件（取り消し分を含む）とも、以下4つの支援基準について適合していると評価できる。 ①温室効果ガスの排出の量の削減等に資するものであること ②我が国の経済社会の発展や地方創生に貢献する等、経済と環境の好循環の実現に貢献するものであること ③脱炭素社会の実現に資する事業や投資の普及等に有効であると見込まれるものであること ④環境、社会及びガバナンスへの配慮が適切に行われること
(2) 民間事業者等のイニシアチブ	支援決定17案件（取り消し分を含む）とも、以下3つの支援基準について適合していると評価できる。 ①脱炭素社会の実現に資する事業の推進に意欲のある民間事業者への後押しになること ②民間事業者等からの出資等の資金供給が行われると見込まれること ③民業補完性に配慮し、機構が民間事業者等との間で最大出資者とならないこと（ただし、機構が最大出資者になることが一時的であると認められる場合は、この限りではない）
(3) 収益性の確保	支援決定17案件（取り消し分を含む）とも、以下4つの支援基準について適合していると評価できる。

	①対象事業活動が公的な資金による支援を受けることに鑑み、対象事業者が適切な経営責任を果たすことが見込まれること ②対象事業者等の収益確保が見込まれること ③支援決定を行ってから一定期間以内に、資金回収が可能となる蓋然性が高いこと ④対象事業者が、関係者との間であらかじめ撤退に関する取決めを行っていること
(4) 地域における合意形成、環境保全及び安全性の確保	支援決定 17 件（取り消し分を含む）とも、以下 3 つの支援基準について適合していると評価できる。 ①地域との共生のため、地方公共団体及び地域住民等との適切なコミュニケーションが確保されていること ②促進区域の設定等を通じて地方公共団体が示した環境配慮の考え方に従っていること ③対象事業者が地域住民とコミュニケーションを図るに当たって、必要に応じて、地方公共団体に相談していること、さらに地域住民からの理解を得るために必要な措置を講じていること。

②対象事業支援全般について機構が従うべき事項

項 目	実 績
(1) 運営全般	・機構は 17 件（取り消し分を含む）の支援決定などを通じて、積極的な案件発掘と支援、リスクマネーの供給を進めた。その実施に当たっては、適材適所の人材配置と人材育成、コンプライアンスを含めたリスク管理、ESG への配慮などを適切に実施したと認められる。
(2) 投資規律の確保	・機構の投資実行時には当該案件の支援内容をホームページに掲載する等、適切な情報開示を行っている。 ・機構に出資する国及び民間事業者等に必要な説明を行うことにより、投資等の運用の透明性を確保している。
(3) 機構の長期収益性の確保及び脱炭素社会の実現への寄与	・長期収益性を確保するため、資金回収の蓋然性が高く、機構の収益積み上げに貢献すると判断した案件について支援決定を行った。 ・脱炭素社会の実現に資する幅広い事業領域に対

	して適切な分散投資を行うことにより、機構全体として適切なポートフォリオの管理を行った。
(4) 民間ステークホルダーとの連携	・機構への民間出資者等について、機構の中立性を確保すると同時に、オールジャパンで脱炭素社会の実現に取り組む機運の醸成に努める観点から、幅広い民間出資者等を確保しており、適切な構成であると認められる。
その他	・環境省を中心とした国の行政機関や官民ファンド等と相互連携を図り、適切な業務運営に取り組んでいると認められる。

3. 総括

本評価では、株式会社脱炭素化支援機構が令和5年度に実施した業務の実績評価を行った。

令和5年度においては、合計17件（取り消し分を含む）、127億円の支援決定が行われ、過年度に交付決定を行った案件を含め約54億円の出資が実行された。令和5年度の機構の収入及び支出については、いずれも環境大臣から認可された収入及び支出予算の額の範囲内であり、その執行に特段の問題は認められない。

また、全17件（取り消し分を含む）について、支援基準に適合した事業であるとともに、「官民ファンドの運営に係るガイドライン」に照らして特段の問題は認められない。

また、エネルギー・ものづくり・資源循環などの多種多様な事業領域に対して、スタートアップ支援、トランジション案件や地域性のある案件を含め、積極的かつ幅広く資金供給を行った点については十分に評価できる。今後は投融資実行を加速させ、脱炭素に必要な資金の流れを太く・早くしていくことを期待する。

機構においては、引き続き、案件の発掘を進め、支援決定を一層加速していくとともに、「官民ファンドの運営に係るガイドライン」を遵守の上、適正な運営を行っていくことが期待される。

また、政府機関や民間企業等とのネットワークを広げ、より幅広い分野における案件の発掘と形成を積極的に進め、支援していくことが期待される。

令和５年度に支援決定を行った案件概要

① 株式会社パワーエックス

項 目	内 容
支援対象事業者	株式会社パワーエックス
支援公表年月日	令和５年７月３日
支援形態	出資
支援概要	再生可能エネルギー普及に資する定置用蓄電池及び超急速電気自動車（EV）充電用蓄電池を提供する事業者に対する支援。
支援基準の適合性	
（１）政策的意義	・蓄電池の普及により、太陽光発電等、再生可能エネルギーで発電された電力を蓄え、供給することができ、再生可能エネルギーの有効利用率の向上と普及拡大、電気由来の CO2 削減に資することが期待できる。 ・定置用蓄電池の普及は、調整力として活用できる可能性が増すとともに、災害時のレジリエンス強化にも資すると期待できる。 ・蓄電池の国内での製造拡大に伴い周辺産業の国内集積が促進され、また、工場を新設する地域の雇用・経済に好循環を生み出すことが期待できる。
（２）民間事業者等のイニシアチブ	事業者は蓄電池及び再エネ由来の EV チャージステーションの普及拡大を目指しており、JICN の支援によりその活動の拡充や更なる資金調達上の呼び水効果が期待できる。
（３）収益性等の確保	定置用蓄電池及び急速 EV 充電用蓄電池に関して相当程度の受注が見込まれ、EV チャージステーションについても順次設置予定であることから、適切な時期に JICN からの資金も回収することが可能と評価できる。
（４）地域における合意形成、環境保全及び安全性の確保	工場を新設する岡山県玉野市と「持続可能なまちづくり」を実現することを目的とした「包括連携協定書」を締結し、地元住民説明会を実施する等、適切なコミュニケーションを行って事業が進められている。
支援決定時大臣意見 （環境大臣）	可能な範囲でプロダクトを導入している取引先・ユーザーの利活用状況を確認しつつ、本プロダクトによる GHG 削減効果などの具体的な貢献の把握に努めること。

②エクセルギー・パワー・システムズ株式会社

項 目	内 容
支援対象事業者	エクセルギー・パワー・システムズ株式会社
支援公表年月日	令和 5 年 7 月 14 日
支援形態	出資
支援概要	独自技術の次世代パワー型蓄電池システムの製造し、短時間に高出力で充放電する高速調整力サービス及びバックアップ電源サービスを提供する事業者に対する支援。
支援基準の適合性	
(1) 政策的意義	・供給量の調整が困難な再生可能エネルギー導入拡大が進む中、エクセルギー電池を用いたサービスで電力系統の調整力を補うことができるとともに、再生可能エネルギー導入量のさらなる拡大にも資することから、温室効果ガス削減への貢献が期待できる。 ・日本国内の需給調整市場立ち上げの際、日本市場の早期形成に寄与することが期待できる。
(2) 民間事業者等のイニシアチブ	対象事業者が自ら有する技術力を活用して事業を主導しているものであり、JICN の補完的な支援によりその活動の拡充や資金調達上の呼び水効果が期待できる。
(3) 収益性等の確保	既に海外市場でサービスが展開されており、一定のノウハウを蓄積しており、日本での需給調整市場が立上った際の収益拡大が見込まれることから、適切な時期に JICN からの資金も回収が可能と評価できる。
(4) 地域における合意形成、環境保全及び安全性の確保	既に地域の許認可等を取得している生産拠点で今後も製造を行い、また製造過程における環境の保全及び安全性に問題は見当たらない。
支援決定時大臣意見 (環境大臣)	・ GHG 削減効果について、将来の具体的な事業展開を踏まえて、定量的な評価手法の検討及び把握を行うよう努めること。 ・ 同社の調整力サービスが、我が国が再エネ大量導入に当たり必要なエネルギーシステムの安定化に貢献できるよう、国内での展開を促すとともに、その状況を適切に把握していくこと。

③株式会社クリーンエネルギーコネクト：複数需要家向け

項 目	内 容
支援対象事業者	株式会社クリーンエネルギーコネクト
支援公表年月日	令和 5 年 8 月 4 日
支援形態	劣後ローン
支援概要	全国各地の耕作放棄地等を対象に、事業用地を自社取得（購入）又は賃借し、低圧太陽光発電所を開発する事業に対する支援。
支援基準の適合性	
（１）政策的意義	追加性のある再生可能エネルギー電力等をオフサイトコーポレート PPA に基づき提供するサービスであり、CO2 の削減効果が期待できる。
（２）民間事業者等のイニシアチブ	民間企業等からの出融資による資金調達を行っており、JICN の補完的な支援によりその活動の拡充や資金調達上の呼び水効果が期待できる。
（３）収益性等の確保	本事業で必要とする低圧太陽光発電所の調達にあたっては競争発注を行ってコスト削減を図るとともに、一定の格付を有し、安定した収益の確保が見込まれる需要家との契約を締結する予定であり、収益性の確保が可能であると見込まれる。
（４）地域における合意形成、環境保全及び安全性の確保	地域における合意形成済みの事業地を調達する予定であり、ハザードマップ等を用いて安全性にかかる評価を実施している。
支援決定時大臣意見 （環境大臣）	・ 支援先の SPC が行う PPA 事業の GHG 削減効果について、定量的な把握に努めること。 ・ 案件開発において、地域のステイクホルダーや地域住民との適切な合意形成と履行が図られているかについて、適切にモニタリングを行い把握に努めること。

④株式会社坂ノ途中

項 目	内 容
支援対象事業者	株式会社坂ノ途中
支援公表年月日	令和 5 年 8 月 31 日
支援形態	出資
支援概要	有機農業の新規就農者が栽培した農作物の販売プラットフォーム事業（EC 事業）、就農者に対する作付計画や品種選定等の科学的判断材料を提供する事業者に対する支援。
支援基準の適合性	
（１）政策的意義	・有機農産物を中心に扱う EC 事業を成長させることで、製造過程において CO2 排出を伴う農薬、化学肥料を用いず、堆肥や緑肥などの有機物の継続的な施用等を通じた炭素貯留効果のある有機栽培の普及拡大を促し、農業由来の GHG 排出削減に貢献することが期待できる。 ・新規就農者の経営安定へ貢献することを通じ、地域への新規就農者定着を促進し、地域の活性化に貢献することが期待できる。
（２）民間事業者等のイニシアチブ	民間企業等からの出融資による資金調達を行っており、JICN の補完的な支援によりその活動の拡充や資金調達上の呼び水効果が期待できる。
（３）収益性等の確保	有機栽培知見及び IT 技術の蓄積により売上が拡大しており、適切な時期に JICN からの資金も回収が可能と評価できる。
（４）地域における合意形成、環境保全及び安全性の確保	地域の農業従事者と提携し、地域への定着を後押ししており、適切なコミュニケーションを行って事業が進められている。
支援決定時大臣意見 （環境大臣）	株式会社坂ノ途中の事業による GHG 削減効果については、支援決定後のモニタリング等により、可能な限り定量的な把握に努めること。

⑤株式会社クリーンエネルギーコネクト：特定需要家向け

項 目	内 容
支援対象事業者	株式会社クリーンエネルギーコネクト
支援公表年月日	令和 5 年 10 月 30 日
支援形態	劣後ローン
支援概要	全国各地の耕作放棄地等を対象に、事業用地を自社取得（購入）し、低圧太陽光発電所を開発する事業に対する支援。
支援基準の適合性	
（１）政策的意義	追加性のある再生可能エネルギー電力等をオフサイトコーポレート PPA に基づき提供するサービスであり、CO2 の削減効果が期待できる。
（２）民間事業者等のイニシアチブ	民間企業等からの出融資による資金調達を行っており、JICN の補完的な支援によりその活動の拡充や資金調達上の呼び水効果が期待できる。
（３）収益性等の確保	本事業で必要とする低圧太陽光発電所の調達にあたっては競争発注を行ってコスト削減を図るとともに、一定の格付を有し、安定した収益の確保が見込まれる需要家との契約を締結する予定であり、収益生の確保が可能であると見込まれる。
（４）地域における合意形成、環境保全及び安全性の確保	地域における合意形成済みの事業地を調達する予定であり、ハザードマップ等を用いて安全性にかかる評価を実施している。
支援決定時大臣意見 （環境大臣）	・ 支援先の SPC が行う PPA 事業の GHG 削減効果について、定量的な把握に努めること。 ・ 案件開発において、地域のステイクホルダーや地域住民との適切な合意形成と履行が図られているかについて、適切にモニタリングを行い把握に努めること。

⑥リノべる株式会社

項 目	内 容
支援対象事業者	リノべる株式会社
支援公表年月日	令和 5 年 11 月 28 日
支援形態	出資
支援概要	個人顧客・法人向けの住宅等のリノベーションのワンストッププラットフォーム運営等の事業を展開する事業者に対する支援。
支援基準の適合性	
(1) 政策的意義	リノベーションを進めることにより、取り壊し・建て替えまでの期間を長期化することを通じて、解体、設計監理、資材製造、建設、廃棄にて排出される GHG の排出削減に貢献するとともに、同時に省エネ改修を進めることにより、建築物の使用時に空調などでのエネルギー利用で排出される GHG の排出削減が期待できる。
(2) 民間事業者等のイニシアチブ	対象事業者が中心となって、民間企業との間で資金調達、販売及び業務上の提携をしながら事業を推進しており、JICN の補完的な支援によりその活動の拡充や資金調達上の呼び水効果が期待できる。
(3) 収益性等の確保	売上が順調に増大しており、引き続き適切な事業遂行を継続することで、適切な時期に JICN からの資金も回収が可能と評価できる。
(4) 地域における合意形成、環境保全及び安全性の確保	全国各地で関係主体との合意形成を図りつつ、リノベーションを行っており、適切なコミュニケーションを行って事業が進められている。
支援決定時大臣意見 (環境大臣)	「リノべる」のプラットフォームのユーザーの利活用状況を確認しつつ、省エネリノベーションの普及を通じた、本サービスによる GHG 削減効果の把握に努めること。

⑦株式会社笑農和

項 目	内 容
支援対象事業者	株式会社笑農和
支援公表年月日	令和 5 年 12 月 22 日
支援形態	出資
支援概要	水稲栽培における中干の延長による水田からのメタンガスの排出削減に貢献する、水田の用水路の遠隔・自動管理システム「paditch シリーズ」を提供する事業者に対する支援。
支援基準の適合性	
(1) 政策的意義	・自動・遠隔による水稲栽培における「中干」の期間延長により水田から排出されるメタンガスの削減に貢献することが期待できる。 ・高齢化、就農者減が進む稲作において IoT に基づく水管理の効率化を通じ、農業の効率化や就農者の定着による地域経済の活性化や我が国農業の発展に貢献することが期待できる。
(2) 民間事業者等のイニシアチブ	民間企業等からの出融資による資金調達を行っており、JICN による補完的な支援によりその活動の拡充や資金調達上の呼び水効果が期待できる。
(3) 収益性等の確保	稲作において大きな労働コスト・時間を伴う水管理の自動化・遠隔化ができるという強みを生かして、既に全国に多くの導入実績があり、適切な時期に JICN からの資金も回収が可能と評価できる。
(4) 地域における合意形成、環境保全及び安全性の確保	地元富山県のみならず全国に導入実績があり、適切なコミュニケーションを行って事業が進められている。
支援決定時大臣意見 (環境大臣)	・(株)笑農和のサービスを導入しているユーザーの利活用状況を確認しつつ、水稲栽培における中干し期間の延長等による GHG 削減効果の定量化に努めること。

⑧株式会社ファーマンステーション

項 目	内 容
支援対象事業者	株式会社ファーマンステーション
支援公表年月日	令和 6 年 1 月 30 日
支援形態	出資
支援概要	未利用バイオマス由来のエタノール・発酵原料の研究開発及び製造販売等の事業を展開する事業者に対する支援。
支援基準の適合性	
(1) 政策的意義	これまで焼却していた未利用バイオマスを資源として活用することで、廃棄物焼却に伴う GHG 排出の削減に寄与するとともに、石油由来のエタノールからバイオ由来のエタノールへの転換を進めることで、エタノールの精製・廃棄等に伴う GHG 排出削減に寄与することが期待できる。
(2) 民間事業者等のイニシアチブ	対象事業者が中心となって、民間企業との間で資金調達、販売及び業務上の提携をしながら事業を推進しており、JICN の補完的な支援によりその活動の拡充や資金調達上の呼び水効果が期待できる。
(3) 収益性等の確保	既にマーケットへ最終商品が投入し、豊富なパイプラインも確保していることから、適切な時期に JICN からの資金も回収が可能と評価できる。
(4) 地域における合意形成、環境保全及び安全性の確保	研究開発拠点兼自社工場を持つ岩手県奥州市と連携協定を締結し、地域のステイクホルダーとともに地域循環型社会の形成を目指しており、適切なコミュニケーションを行って事業が進められている。
支援決定時大臣意見 (環境大臣)	LCA の観点を含めた GHG 削減効果について、将来の具体的な事業展開を踏まえて、適切な評価手法の検討及び定量的な把握に努めること。

⑨ユニバーサル マテリアルズ インキュベーター株式会社

項 目	内 容
支援対象事業者	ユニバーサル マテリアルズ インキュベーター株式会社（UMI3 号脱炭素投資事業有限責任組合）
支援公表年月日	令和 6 年 2 月 13 日
支援形態	出資
支援概要	素材・化学技術に立脚する又はシナジーがある脱炭素に特化したディープテックかつアーリー/ミドルステージのスタートアップを対象にしたファンドに対する支援
支援基準の適合性	
（１）政策的意義	UMI3 号脱炭素投資事業有限責任組合が、脱炭素関連新技術・新ビジネスモデルにチャレンジする、素材・化学分野のディープテックを扱うスタートアップに対する投資並びに成長支援を行うことによって、様々な産業におけるエネルギーや資源の利用に伴う GHG の排出削減に寄与することが期待できる。
（２）民間事業者等のイニシアチブ	民間企業等からの出融資による資金調達を行っており、JICN の補完的な支援によりその活動の拡充や資金調達上の呼び水効果が期待できる。
（３）収益性等の確保	パイプラインとして、既に国内外のアーリー/ミドルを複数社確保しており、適切な時期に JICN からの資金も回収が可能と評価できる。
（４）地域における合意形成、環境保全及び安全性の確保	投資先が、地域において実証や社会実装する際には、地域における合意形成や環境の保全及び安全性の確保に関して留意する方針である。
支援決定時大臣意見 （環境大臣）	「UMI3 号脱炭素投資事業有限責任組合」の投資先企業が実現する GHG 削減効果について、支援決定後のモニタリング等を通じて、可能な限り定量化に努めること。

⑩ヒラソル・エナジー株式会社

項 目	内 容
支援対象事業者	ヒラソル・エナジー株式会社
支援公表年月日	令和 6 年 3 月 22 日
支援形態	出資
支援概要	独自の電力線通信技術を駆使し、太陽光発電所の性能評価サービス、及び修繕・再生サービス等を提供する事業者に対する支援。
支援基準の適合性	
(1) 政策的意義	FIT 制度に基づく買取期間が終了する太陽光発電所が全国各地で多数発生することが見込まれており、太陽光発電の容量・出力の持続的な増大に寄与し、GHG 削減量の増大及び地域のエネルギー需要の脱炭素化に貢献することが期待できる。
(2) 民間事業者等のイニシアチブ	民間企業と連携して事業を進めており、JICN の補完的な支援によりその活動の拡充や資金調達上の呼び水効果が期待できる。
(3) 収益性等の確保	既に複数の企業と協業を開始しており、製品の商用化も開始されていることから、事業の存続・拡大が期待でき、適切な時期に JICN からの資金も回収が可能と評価できる。
(4) 地域における合意形成、環境保全及び安全性の確保	地域金融機関や地方自治体、地域の新電力会社、事業会社等と連携しており、適切なコミュニケーションを行って事業が進められている。
支援決定時大臣意見 (環境大臣)	太陽光発電所の遠隔管理等により蓄積されたデータなどの定期的なモニタリングを通じて、可能な限り GHG 削減効果の定量的な把握を行うこと。

⑪株式会社 LINK-US

項 目	内 容
支援対象事業者	株式会社 LINK-US
支援公表年月日	令和 6 年 4 月 1 日
支援形態	出資
支援概要	超音波複合振動技術を用いた同種・異種金属接合装置を開発・製造・販売する事業者に対する支援。
支援基準の適合性	
(1) 政策的意義	超音波複合振動接合技術を用いた金属接合装置は、金属を融解させずに原子レベルにて接合させるため、従来のレーザー溶接と比較し、融解作業や後処理に必要なエネルギー消費を削減でき、エネルギー消費に伴う GHG 排出の削減に貢献することが期待できる。
(2) 民間事業者等のイニシアチブ	民間企業等からの出融資による資金調達を行っており、JICN の補完的な支援によりその活動の拡充や資金調達上の呼び水効果が期待できる。
(3) 収益性等の確保	急速にマーケットが拡大している電池メーカーをメインターゲットとし、既に国内大手メーカーで一部導入済みであり、今後も継続して導入が見込まれており、適切な時期に JICN からの資金も回収が可能と評価できる。
(4) 地域における合意形成、環境保全及び安全性の確保	電池の火災要因となりうる飛散物が生じづらく、導入先における火災発生の危険性が低いなど、作業環境や周辺環境の保全に配慮した金属接合方法である。
支援決定時大臣意見 (環境大臣)	(株) LINK-US が開発した超音波複合振動接合技術を用いた接合機器の普及による GHG 削減貢献量について、可能な限り定量的な把握を行うこと。

⑫わいた第 2 地熱発電株式会社

項 目	内 容
支援対象事業者	わいた第 2 地熱発電株式会社
支援公表年月日	令和 6 年 4 月 25 日
支援形態	劣後ローン
支援概要	熊本県阿蘇郡小国町の地域住民が出資する合同会社わいた会が事業主体となり、ふるさと熱電株式会社が業務委託により運営する「わいた第 1 地熱発電所（最大出力 1,995 kW）」の運営で得たノウハウをベースとして、2 基目となる「わいた第 2 地熱発電所（最大出力 4,995 kW）」の開発・運営に対する支援。
支援基準の適合性	
（１）政策的意義	・再生可能エネルギー（地熱発電）の供給により、既存の電力からの置き換えによる GHG の削減効果が期待できる。 ・売電収入の一部を地域へ還元され、温泉観光施設や生活インフラの整備資金、その他地域創生に寄与する費用等へ活用される予定であり、地域活性化に貢献することが期待できる。
（２）民間事業者等のイニシアチブ	・民間企業等からの出融資による資金調達を行っており、JICN の補完的な支援によりその活動の拡充や資金調達上の呼び水効果が期待できる。
（３）収益性等の確保	FIT 売電により事業者は安定的なキャッシュフローを確保可能であり、収益性の確保が可能であると見込まれる。
（４）地域における合意形成、環境保全及び安全性の確保	今次事業予定地の隣地において、地元住民と共同で地熱発電所の開発・運営実績を有しており、本件についても許認可・噴気確認など、継続的に協議を進めている。探査時及び還元井掘削時については、熊本県から許可取得済みであり、今後建設段階においても適切に必要な許認可手続きを進める予定である。その他、温泉法や小国町地熱資源の適正活用に関する条例に基づき開発を進める予定である。
支援決定時大臣意見 （環境大臣）	モニタリング等を通じて、本地熱発電事業による GHG 削減量の定量的な把握を行うとともに、地元合意に基づく環境保全対策や地域振興事業が適切に実施されているか確認すること。

⑬株式会社トヨコー

項 目	内 容
支援対象事業者	株式会社トヨコー
支援公表年月日	令和 6 年 4 月 30 日
支援形態	出資
支援概要	老朽化したインフラのさびや塗膜等をレーザーで除去する「CoolLaser」の製造・販売する事業者に対する支援。
支援基準の適合性	
(1) 政策的意義	「CoolLaser」を用いることで、レーザー照射によってさびや塗膜及び塩分を蒸発させることを通じ、従来工法で発生しているような廃棄物の発生を削減し、廃棄物の輸送と埋立に伴う GHG の排出削減に貢献することが期待できる。
(2) 民間事業者等のイニシアチブ	民間企業等からの出融資による資金調達を行っており、JICN の補完的な支援によりその活動の拡充や資金調達上の呼び水効果が期待できる。
(3) 収益性等の確保	既に多くの企業への施工実績があり、適切な時期に JICN からの資金も回収が可能と評価できる。
(4) 地域における合意形成、環境保全及び安全性の確保	屋外でのレーザー施工に伴う安全性に関する基準を定め、作業方法を指導して資格制度を設けるなど、安全性にも配慮した取り組みを行っている。
支援決定時大臣意見 (環境大臣)	(株) トヨコーが製造・販売する「CoolLaser」の普及による GHG 削減貢献量について、可能な限り定量的な把握を行うこと。

⑭One Innovators 株式会社

項 目	内 容
支援対象事業者	One Innovators 株式会社 ファンド名：ONE カーボンニュートラル 1 号投資事業有限責任組合（以下、ONE カーボンニュートラル 1 号ファンド）
支援公表年月日	令和 6 年 5 月 30 日
支援形態	出資
支援概要	大学等に眠る脱炭素化関連技術をシードステージから支援するとともに、ミドル/レイターステージにおいては既存企業との連携を含めて支援するファンドに対する支援。
支援基準の適合性	
（１）政策的意義	ONE カーボンニュートラル 1 号ファンドによる資金面・事業化面の伴走支援を通じて、脱炭素関連新技術のスタートアップが立ち上がり、社会実装段階まで成長していくことで、GHG 削減効果が期待できる。
（２）民間事業者等のイニシアチブ	民間企業等からの出融資による資金調達を行っており、JICN の補完的な支援によりその活動の拡充や資金調達上の呼び水効果が期待できる。
（３）収益性等の確保	パイプラインとして、既に国内外のアーリー/ミドルを複数社確保しており、適切な時期に JICN からの資金も回収が可能と評価できる。
（４）地域における合意形成、環境保全及び安全性の確保	・地域でのプロジェクトが立ち上がる際には、地域における合意形成や環境保全及び安全性の確保に留意するよう求めている方針である。
支援決定時大臣意見 （環境大臣）	「ONE カーボンニュートラル 1 号投資事業有限責任組合」の投資先企業が実現する GHG 削減効果について、同ファンドによる定量評価結果の定期的な報告を求めるとともに、同結果を用いて可能な限りファンド全体の削減貢献量の定量化に努めること。

⑮National Carbon Technologies－California,LLC

項 目	内 容
支援対象事業者	National Carbon Technologies－California,LLC (NCT-CA)
支援公表年月日	令和 6 年 6 月 14 日
支援形態	劣後ローン
支援概要	北陸電力(株)及び日鉄物産(株)のアメリカ合衆国子会社である NIPPON STEEL TRADING AMERICAS, INC.及び米国でバイオマス燃料の製造技術を有する NCT Holdco, LLC (Aymium) 等が出資する National Carbon Technologies－California, LLC が行う、主に発電に使用されるブラックペレット (BP) を製造・販売する事業に対する支援。
支援基準の適合性	
(1) 政策的意義	・Aymium の製造技術を用いた BP のバイオマス混焼による発電は、化石燃料による火力発電と比較して、ライフサイクルベースを含めて GHG の削減に資することが期待できる。 ・本事業から製造される BP は全量が日本に輸入、利用されるものであり、日系企業によるカーボンニュートラルへのトランジションに必要な燃料権益の確保に寄与することが期待できる。
(2) 民間事業者等のイニシアチブ	民間企業等からの出融資による資金調達を行っており、JICN の補完的な支援によりその活動の拡充や資金調達上の呼び水効果が期待できる
(3) 収益性等の確保	製造された BP は北陸電力の石炭火力発電所での利用等を用途として販売される予定であり、収益性の確保が可能であると見込まれる。
(4) 地域における合意形成、環境保全及び安全性の確保	事業の実施にあたり、適切なコミュニケーションを行って事業が進められている。
支援決定時大臣意見 (環境大臣)	・本事業により製造されたブラックペレットが北陸電力のカーボンニュートラル達成に向けたバイオマス混焼のための燃料として、確実に使用されることをモニタリング等により確認していくこと。 ・ブラックペレット混焼による GHG 削減効果について、LCA の観点も含め可能な限り定量化に努めること。

⑩株式会社環境エネルギー投資

項 目	内 容
支援対象事業者	株式会社環境エネルギー投資 ファンド名：EEI Booster1 号投資事業有限責任組合（以下、EEI Booster1 号ファンド）
支援公表年月日	令和 6 年 7 月 5 日
支援形態	出資
支援概要	エネルギー・モビリティなどの分野で、革新的な技術やビジネスモデルにより大きな飛躍が期待できる環境エネルギー関連スタートアップのグロースのステージに特化してリスクマネーを供給するファンドに対する支援。
支援基準の適合性	
（１）政策的意義	EEI Booster1 号ファンドが投融資するカーボンニュートラル関連スタートアップ企業が扱うエネルギー領域、モビリティ・物流領域などは、社会実装や普及の過程において GHG 排出の削減に貢献するものと考えられ、事業の成長が加速化することで、GHG 削減効果が期待できる。
（２）民間事業者等のイニシアチブ	民間企業等からの出融資による資金調達を行っており、JICN の補完的な支援によりその活動の拡充や資金調達上の呼び水効果が期待できる
（３）収益性等の確保	対象事業者はこれまでのファンド運営の実績があり、パイプラインも見込まれていることから、適切な時期に JICN からの資金も回収が可能と評価できる。
（４）地域における合意形成、環境保全及び安全性の確保	EEI Booster1 号 Fund から投資予定のスタートアップは既に地域と密接に連携しており、適切なコミュニケーションを行って事業が進められている。
支援決定時大臣意見 （環境大臣）	EEI Booster Fund 1 号の投資先企業が実現する GHG 削減効果について、同ファンドのレポートを踏まえ定量化に努めること。